

平塚市福祉会館の指定管理候補者選定について

1 施設について

(1) 名称 平塚市福祉会館

(2) 設置目的(募集要項より抜粋)

福祉会館は、高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする施設であり、会館内には高齢者や障がい者のための各種相談、教養講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

2 募集等について

(1) 非公募

公募によらず、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定。

(2) 非公募の理由

福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とした施設であり、地域福祉を推進するために必要な平塚市社会福祉協議会、ボランティア団体、障がい者団体、老人クラブの事務所がある。本市とともに地域福祉施策を推進している平塚市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された「地域福祉の推進を目的」とした団体であり、これら福祉会館に事務所を有する団体だけでなく会館を利用する各種サークルやボランティア団体と長年に渡り良好な信頼関係を築き、福祉会館を拠点に連携することで地域福祉の推進役として中心的な役割を果たしている。

また、災害時のボランティア受け入れ等の全国連携及びボランティア情報は全国社会福祉協議会が担っており、その情報が共有できる平塚市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に必要不可欠である。そのため、本市では災害時のボランティアネットワークセンターとして福祉会館を位置づけ、平塚市社会福祉協議会と協定を結ぶことで有事の際の的確かつ迅速な活動が出来るよう体制を整えている。平常時には、災害時ボランティア養成講座の開催など人材育成に努めるとともに、災害時ボランティアネットワークセンター設置運営訓練などを実施し、有事に備えている。

こうしたことから地域福祉の推進拠点として、また災害に備える拠点としての機能維持のためには平塚市社会福祉協議会が指定管理者であることが望ましいと考える。

以上から、現行の指定管理者である平塚市社会福祉協議会に引き続き管理運営を任せるものである。

3 指定期間

令和2年(2020年)4月1日~令和7年(2025年)3月31日(5年間)

4 選定等

(1) 選定方法

平塚市指定管理者選定等委員会において、提出資料に基づくプロポーザルとヒアリングにより審査。(非公募のため採点による評価は実施しない)

(2) 開催日

令和元年10月11日(金) 現地視察8月1日(木)

(3) 委員 9人

〔 庁内委員4人：石黒副市長、企画政策部長、総務部長、福祉部長
外部委員5人：大学准教授(2名)、税理士、会社経営者、社会保険労務士

(4) 指定管理候補者への質疑応答、意見等

- ・社会福祉協議会が指定管理者として福社会館の運営を行うことのメリットを強く打出してほしい。ボランティアセンターの機能と老人福祉施設としての機能を融合させる等、運営者が社会福祉協議会でなければならない必然性をより高めてほしい。
- ・社会福祉協議会は社会福祉法に基づく民間団体であるが、半官半民のような存在でもある。その立場に奢ることなく施設の運営を行うこと。
- ・災害時に青年会議所と連携して取り組む体制は評価できる。
- ・法改正の内容を反映した就業規則の改正を行い、労働基準監督署への届出を漏れなく行うこと。

(5) 委員会からの助言

- ・社会福祉協議会としての業務と福社会館の指定管理者としての業務は、基本的には別々のものとして捉えているが、非公募選定にした理由のみならずメリットや効果等を明確にして社会福祉協議会としての姿勢を示して取り組んでいくべき。
- ・駐車場の管理運営について、目的外利用の抑制等、利用者に迷惑がかからないような仕組みを考えてほしい。

以上